



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

この給付金は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。今回、国の新たな対策の中で、令和4年度の課税情報を活用したプッシュ型の給付を行うなど、対象世帯が追加されました。

なお、今回の追加は、既にこの給付金を受給された世帯に、再度支給されるものではありません。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**
※支給は1回限りです。

給付金の支給時期

支給には1か月程度かかる見込みです。
※支給日は振込通知書(はがき)にて別途お知らせします。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税(均等割)が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

※世帯員全員が令和4年度住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。

※既に令和3年度住民税(均等割)非課税分および家計急変分の給付金を受給済の世帯は対象外です。
(他の市町村で給付金を受給済の世帯も対象外です。)

彦根市から
確認書または申請書が届きます

- 確認書または申請書は**要返送**です。
- 令和4年6月1日時点で彦根市に住民登録のある世帯が対象です。

詳しくは裏面「②」へ

申請が必要です



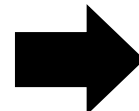
申請期間：令和4年6月1日（水）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で彦根市に住民登録のある世帯が対象です。

【申請書配布先】彦根市社会福祉課
※申請書は市ホームページからもダウンロードできます

詳しくは裏面「③」へ

支給手続きや申請書類については、
市ホームページでもご確認いただけます。



給付金の支給手続き

① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、令和4年2月～3月に確認書・申請書を既に送付しています。
- 確認書の申請期限が以下のとおり、延長となりました。
確認書：令和4年5月31日（火） → **令和4年9月30日（金）**
申請書：**令和4年9月30日（金）**

② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

※①で対象となっている、または③で受給済みの世帯と同一の世帯および当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は②の対象外です。

確認書が届いた世帯の場合

- 対象となる世帯には、支給内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、同封の返信用封筒にて**郵送**でご提出ください。

申請書が届いた世帯の場合

- 支給要件に該当するか確認する必要があるため、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに同封の返信用封筒にて**郵送**でご提出ください。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

- 申請期間
令和4年6月1日（水）～令和4年9月30日（金）
- 支給要件が変更となりました。
令和3年1月以降の家計急変世帯 → **令和4年1月以降の家計急変世帯**
- 支給要件に該当するか確認する必要があるため、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに彦根市社会福祉課宛て（〒522-0041 彦根市平田町670番地）に**郵送**でご提出ください。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（彦根市の場合）

・単身の場合：93万円以下

・配偶者と子(1人)を扶養している場合：168万円以下

お問い合わせ

ひこねし
彦根市コールセンター

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」担当

0120-021-398

受付時間 平日9:00～17:00